

総務文教常任委員会

R 2 . 7 . 2 9 (水)

午前 9 時 3 0 分～

全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) G I G A スクール構想に伴う国庫補助充実に係る意見書(案)採決

(2) 行政報告

教育部

○ 亀岡川東学園の新型コロナウイルス感染に係る対応について

○ 令和3年亀岡市成人式について

(3) 意見交換

○ 防災対策について(総務部自治防災課)

○ 放置車両の処分に関する条例の制定について(会計管理室財産管理課)

(4) 放置車両の処分に関する条例について

3 その他

(1) 部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会第36回大会への参加について

(2) 次回の日程について

G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実に関する意見書（案）

国において進めていただいているG I G Aスクール構想は、子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、事業を実施する地方自治体に対し必要な支援を講じることが示されています。

当初は、5カ年計画で示されていましたが、感染症や災害により休校となった場合でも子どもたちの学びの保障を確保するため、令和元年度補正予算と令和2年度補正予算に端末整備等に係る予算が計上されました。

しかし、本市においては、端末・校内ネットワーク整備に係る財政負担の増加や、今後発生するランニングコスト、I C T教育に係る人材不足、児童生徒の情報モラルやメディアリテラシー等、様々な課題に直面し、対応に苦慮しています。

国におかれては、学校教育のI C T化を国民平等に推進するため、次の事項について特段の措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

記

1 ランニングコスト等について

（1）端末導入後、毎年費用負担が生じる端末の保守管理や通信費用、保証の経費などのランニングコスト、及び端末更新時の費用について財源措置を講じること

（2）学習用ソフトウェアについて財源措置を講じること

2 教員サポートの充実について

（1）I C T支援員の増員等、日常的にI C Tを活用できる体制づくりの推進に向けた財源措置を講じること

（2）I C T活用に関する教員研修に要する経費について財源措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年7月 日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		

亀岡市議会議長 齊藤 一義

総務文教常任委員会 説明資料

(令和2年7月29日開催)

◎感染者が確認された場合等のガイドライン（抜粋）

◎新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

教育委員会 学校教育課

感染者が確認された場合等のガイドライン

- 1 児童生徒が感染者と確認された場合
- 2 教職員が感染者と確認された場合
- 3 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
- 4 教職員が濃厚接触者に特定された場合
- 5 児童生徒・教職員の同居者が感染者と確認された場合
- 6 児童生徒・教職員の同居者が濃厚接触者に特定された場合
- 7 休業等について
- 8 臨時休業中の学習保障等について
- 9 教職員の体調管理について
- 10 その他（保護者宛文書について）
 - (1)「新型コロナウイルス感染症にかかる対応について」(お知らせ)
 - (2)罹患後の対応：
「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応について」
 - (3)「新型コロナウイルス感染症から命と人権を守るために」(お願い)

亀岡市教育委員会

令和2年7月20日作成

1 児童生徒が感染者と確認された場合

感染者が確認された場合、直ちに児童生徒を下校させ、2日間程度、臨時休業とする。その後、感染者・濃厚接触者の状況により、学校医や市教委と連携して臨時休業の措置を2週間程度とる対象を判断する。

1 情報収集

(1)保護者に、以下のことについて情報提供をお願いする。

※実際には、PCR検査を受ける時点で保護者から連絡が入るため、そこからの連携となる

- ① 身体症状(いつから、どのような状態か)
- ② 検査結果が陽性であった場合は？ → 入院の有無は？
- ③ 保健所の指示はどのようなものであったか 等

(2)濃厚接触の可能性がある児童生徒・教職員について調査し、その児童生徒・教職員を中心に健康観察を強化し、学校全体の健康状態について把握を行う。

2 報告・対応

(1)報告を受けた校長は、速やかに保健所・学校医等の指導助言を受ける。

(2)校長は、市教育委員会に当該感染者についての情報を報告する。

※別紙様式「新型コロナウイルス感染症 疑い事例」を作成し、電子データで市教育委員会に報告する。(送付前に、必ず連絡すること)

- ① 学年、組、氏名 ② 同居家族 ③ 症状と経過状況
- ④ 陽性と判断された日 ⑤ 児童生徒の感染経路(判明している範囲で)
- ⑥ 保健所の指示(入院先等) ⑦ 他の児童生徒の健康観察結果 等

(3)臨時休業等について、保護者に周知をする準備を行う。

- ① 保護者向け文書作成、配布
- ② 児童生徒が在宅中、あるいは欠席等の場合は、学校HP、電話、学校メール等を通じて周知する。

(4)授業中であれば、授業を中止し児童生徒が下校できるよう準備を行う。

3 発生確認後の消毒等

(1)使用した教室等の窓を全開にするなどして、換気を行う。

(2)保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が想定される物品やトイレ等を消毒する。

(3)ウイルスの生存期間は付着した物の種類によって異なるが、24～72 時間とされているため、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とすることも考慮する。

(4)保健所の感染経路等の調査に協力する。

2 教職員が感染者と確認された場合

感染者が確認された場合、直ちに児童生徒を下校させ、2日間程度臨時休業とする。その後、感染者・濃厚接触者の状況により、学校医や市教委と連携して、臨時休業の措置を2週間程度とる対象を判断する。

1 本人

- (1) 教職員は、体調不良の場合、感染の疑いがある場合、PCR検査を受けることになった場合は、すみやかに校長に電話等により報告すること。
- (2) 職員がPCR検査を受けることになった場合は、関わりがある児童生徒等の把握を始める。
- (3) 感染が確認された場合においても、すみやかに校長に報告すること。
※身体症状(いつから、どのような状態か)、感染経路(判明している範囲で)についても報告すること。

2 報告・対応

- (1) 報告を受けた校長は、速やかに保健所・学校医等の指導助言を受ける。
- (2) 関わりがある児童生徒・教職員の体調を確認する。
- (3) 校長は、市教育委員会に当該感染者についての情報を報告する。
*別紙様式「新型コロナウイルス感染症 疑い事例」を作成し、電子データで市教育委員会に報告する。(送付前に、必ず連絡すること)
- (4) 臨時休業等について、保護者に周知をする準備を行う。
 - ① 保護者向け文書作成、配布
 - ② 児童生徒が在宅中、あるいは欠席等の場合は、学校HP、電話、学校メール等を通じて周知する。
- (5) 授業を中止し、児童生徒が下校できるよう準備を行う。

3 発生確認後の消毒等

- (1) 使用した教室等の窓を全開にするなどして、換気を行う。
- (2) 保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が想定される物品やトイレ等を消毒する。
- (3) ウイルスの生存期間は付着した物の種類によって異なるが、24～72 時間といわれているため、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とすることも考慮する。
- (4) 保健所の感染経路等の調査に協力する。

3 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

PCR検査の結果が陽性であれば、「1 児童生徒が感染者と判明した場合」と同様の対応となる。

陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間自宅待機し、その間は出席停止とする。

1 情報収集

(1)保護者に以下のことについて、情報提供をお願いする。

- ① 身体症状の有無(あればいつから、どのような状態か)
- ② PCR検査実施の有無等

(2)他の児童生徒や教職員の健康観察を強化し、把握を行う。

2 報告・対応

(1)報告を受けた校長は、すみやかに保健所・学校医等の指導助言を受ける。

(2)校長は、市教育委員会に濃厚接触者についての情報を報告する。

※別紙様式「新型コロナウイルス感染症 疑い事例」を作成し、電子データで市教育委員会に報告する。(送付前に、必ず連絡すること)

- ① 学年、組、氏名 ② 同居家族 ③ 症状と経過状況
- ④ 保健所の指示 ⑤ 他の児童生徒の健康観察結果 等

3 情報提供後の対応

◇保健所指導の下、情報提供や施設消毒への協力を行う。

4 教職員が濃厚接触者に特定された場合

【本人】

- 1 教職員は、出勤を控え、すみやかに校長へ電話等により報告する。
身体症状(いつから、どのような状態か)についても報告する。
- 2 不要不急の外出は避け、公共交通機関の利用も避ける。
- 3 PCR検査の結果が陽性であれば、「2 教職員が感染者と確認された場合」と同様の対応をとる。陰性であっても、2 週間は自宅待機とする。

1 報告・対応

- (1) 報告を受けた校長は、すみやかに保健所・学校医等の指導助言を受ける。
- (2) 校長は、市教育委員会へ報告する。
*別紙様式「新型コロナウイルス感染症 疑い事例」を作成し、電子データで市教育委員会に報告する。(送付前に、必ず連絡すること)
- (3) 濃厚接触者に特定された教職員に関わった児童生徒や他の教職員の健康観察を徹底する。
- (4) 保健所の指導の下、情報提供や施設消毒への協力を行う。

5 児童生徒・教職員の同居者が感染者と確認された場合

*同居者が感染者と確認された場合は、児童生徒・教職員は濃厚接触者となるため

3 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

4 教職員が濃厚接触者に特定された場合

と同様の対応を行う。

6 児童生徒・教職員の同居者が濃厚接触者に特定された場合

1 児童生徒

- (1) 本人の身体症状(いつから、どのような状態か)や行動履歴等について確認する。
- (2) 同居者が「陽性」と判断されるまでは登校可。
※ただし、発熱、せき、くしゃみ等の症状がある場合は従来通り登校を控えさせ、医療機関に相談させる。
- (3) 同居者が「陽性」と判断されれば、児童生徒は「濃厚接触者」となるため、2 週間の自宅待機とし、その間は「出席停止」とする。

2 教職員

- (1) 教職員は、すみやかに校長へ報告し、指示を受ける。
- (2) 自身の健康状態を校長へ電話等により報告する。
- (3) 同居者が「陽性」と判断されるまでは出勤可。
※ただし、発熱、せき、くしゃみ等の症状がある場合は従来通り出勤を控え、医療機関に相談する。

3 校長

- (1) 校長は、該当する児童生徒・教職員が保健所から濃厚接触者に特定されていないか確認する。
- (2) 校長は、該当する児童生徒・教職員の健康状態を継続的に把握すると同時に変化がある場合は、すみやかに市教育委員会に報告する。

7 休業等について

1 感染者が確認された場合

(1) 直ちに児童生徒を下校させた後・・・2 日間程度の臨時休業

① 濃厚接触者特定と消毒作業のため。

(2) 濃厚接触者特定後の臨時休業について

① 感染者・濃厚接触者の状況に応じて、臨時休業の対象を、教育委員会と校長が連携し、保健所・学校医等の助言により判断する。

② 校長は保護者への連絡を行う。

(臨時休業の有無、対象、期間、家庭での過ごし方等)

② 校長は、学校医に臨時休業措置について連絡する。

2 期間

◇ 消毒・濃厚接触者を特定するために実施した2日間の臨時休業後、さらに臨時休業の措置をとる場合は、その期間を感染者の最終登校日の翌日から2 週間程度とする。

8 臨時休業中の学習保障等について

【臨時休業になった場合】

- (1) 家庭学習に関して具体的な指示を行う。
- (2) 文部科学省、京都府教育委員会、亀岡市中学校教育研究会等が作成した動画（亀岡市中学校まなびチャンネル）等も活用する。
*DVDを配付する場合は、「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業に関する予算配分」等を活用すること。
- (3) 可能な限り学習の取組状況を把握し、児童生徒への支援を行うとともに、児童生徒、保護者の不安感にも十分に寄り添う。

9 教職員の体調管理について

- (1) 児童生徒と同様に、教職員についても出勤前の体調チェックを十分に行うこと。
- (2) 発熱、咳等の変化がある場合は、無理をせず休養をとること。
- (3) 重症化するリスクの高い職員については、特に注意すること。
- (4) 冬季になると、インフルエンザウイルス感染のリスクも高まるので、日頃から働き方に関して留意し、十分な休養をとることができるようにすること。

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

亀岡市教育委員会

自宅

濃厚接触者

児童
生徒

教職
員

感染疑い
症状有り

PCR検査

「陽性」の場合は
治癒するまで出席停止

陽性

陰性

「陰性」であっても、濃厚接触者と特定された場合、原則2週間は自宅待機（＝「出席停止」）
発症することなく、2週間を経過した場合は登校可能

濃厚接触者の定義

- 発症の2日前から、1m程度の距離で感染防止策なしに15分以上接触した場合
- 同居または長時間接触した場合
- 感染防止策なしに診察・看護・介護
- 体液に直接触れた可能性が高い

学校

①PCR検査を受ける段階で保護者から連絡があるので、濃厚接触者について行動確認

- ①保護者に連絡し、直ちに児童生徒を下校させる
※3密を避けるため、バス等による下校は行わない
※小学生は、保護者による迎えにて下校
※保護者の迎えが困難な場合（中学生ですぐに下校できない場合は、学校で待機）
- ②消毒作業の実施、濃厚接触者確定の間、臨時休業（2日間程度）
※消毒しなければ、ウィルス生存期間は24～72時間くらいであると言われている
- ③濃厚接触者・感染者の状況に応じて臨時休業の対象を決定する（期間は感染者の最終登校日翌日から2週間程度）
- ④臨時休業実施の旨、学校医に連絡する

保健所の調査により「濃厚接触者」として特定された場合、原則2週間は自宅待機
症状等がある場合は、かかりつけ医（救急対応）に相談

教職
員

児童
生徒

濃厚接触者

令和 2 年 7 月 29 日

総務文教常任委員会

【 提 出 資 料 】

総務部自治防災課

総務文教常任委員会 提出資料

- 1 令和2年7月豪雨の被害状況について 資料1
- 2 避難所開設・運営マニュアルの改訂に 資料2-1
ついて 2-2
2-3
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る備品 資料3
等の調達について
- 4 サンガスタジアム内防災倉庫への災害 資料4
備蓄品の搬入について（京都府）
- 5 新型コロナウイルス感染症の感染防止 資料5
対策を踏まえた避難所開設訓練の実施
について
- 6 その他（報告） （資料なし）

令和2年7月豪雨 災害報告書

令和2年7月27日現在
亀岡市総務部自治防災課

1 気象状況

(1) 降雨の状況

降り始め(1mm/h以上) : 7月3日(金) 15:00

最大時間雨量 : 65.0 mm/h
7月8日(水) 5時 ~ 6時
南つつじが丘 小学校観測所累積雨量(最大) : 382.0 mm
7月3日(金) 15:00 から
7月11日(土) 11:00 まで
西別院 小学校観測所

(2) 河川水位の状況

◆桂川(保津橋)

最大水位 3.71m 7月8日(水) 8:00

氾濫注意水位(3.3m)到達【警戒レベル2】 7月8日(水) 6:30

避難判断水位(3.5m)到達【警戒レベル3】 7月8日(水) 6:55

氾濫危険水位(4.0m)到達【警戒レベル4】 :

2 気象警報

7月 8日(水)	1:45	大雨警報	発表
同	2:55	洪水注意報	発表
同	4:24	洪水警報	発表
同	13:06	同	解除
同	16:11	大雨警報	解除
7月 9日(木)	6:58	同	発表
同	15:10	同	解除
7月10日(金)	19:54	同	発表
7月11日(土)	10:37	同	解除

3 土砂災害警戒情報

7月8日(水) 5:15 亀岡市に土砂災害警戒情報 発表
同 9:35 同 解除

4 日吉ダムの防災操作

7月8日(水) 5:30 空容量確保のため放流を開始(110 m³/s)
同 6:30 流入量が洪水量(150 m³/s)に達したため、防災操作(洪水調節)を開始(150 m³/s)
同 20:20 防災操作(洪水調節)終了

5 警戒体制の状況

7月8日(水)
2:15 警報発表に伴う輪番動員(自治防災課1班、総務課A班)
5:15 増員(自治防災課2班、総務課B班)
5:45 災害警戒本部(2号配備)へ拡大
各町要員 配置(東別院町、西別院町)
6:00 避難勧告 発令 東別院町612世帯1, 151人
西別院町444世帯 859人
7:00 同 (全地域)
10:00 避難勧告 解除
各町要員 順次解散(10:30完了)
16:00 災害警戒本部1号配備へ縮小
17:00 同 閉鎖
7月9日(木)
7:30 災害警戒本部(1号配備)設置
15:10 同 閉鎖
7月10日(金)
19:54 災害警戒本部(1号配備)設置 ※輪番待機
7月11日(土)
10:37 同 閉鎖

6 避難の状況

(1) 指定避難所: 3箇所

地 域	開 設 避 難 所	避難者数	開設時刻	閉鎖時刻
亀岡地区	亀岡市役所市民ホール	—	7/8 6:30	7/8 10:10
東別院町	東別院町ふれあいセンター	—	7/8 6:30	7/8 10:10
西別院町	西別院生涯学習センター	—	7/8 6:30	7/8 10:10
計		—		

※避難者数は各避難所における最大人数

(2) 一時避難所等 (自主避難): なし

7 主要交通の状況

(1) 京都縦貫自動車道

7月 9日 (木)	7:30	土砂崩落による通行止 (沓掛 IC 出入口)
14日 (火)	14:50	通行止め解除 (沓掛 IC 出入口)

(2) 国道・府道

7月 8日 (水)	10:00	国道423号 (倒木、土砂崩落)
11日 (土)	12:00	" (法面崩壊による通行止)
14日 (火)	"	" (片側通行規制)

(3) 公共交通機関 被害なし

8 道路通行状況 (市道)

(1) 全面通行止

三宅保津小橋線	6日 21:45 ~ 27日 10:00	水位超過及び 流木堆積
五郎谷竹谷線・ 南条寺線	8日 7:30 ~ 午後	土砂流入

9 道路通行状況 (林道)

(1) 全面通行止

松尾谷線	8日 9:00 ~	(復旧時期未定)	倒木のため
七谷線	8日 9:00 ~	(復旧時期未定)	"
中の谷線	8日 9:00 ~	(復旧時期未定)	土砂滞留のため

10 文教施設等の状況

(1) 市立保育所・幼稚園

7月8日 (水) ~ 9日 (木)	休園
7月11日 (土)	休園 (幼稚園除く)

(2) 小中義務教育学校

7月8日 (水) ~ 9日 (木)	休校
7月10日 (金)	通常授業開始

被害状況報告（令和2年7月27日 現在）

令和2年7月豪雨				報告日時	7月27日 12時00分	報告者	自治防災課				
区 分				数 量	区 分				数 量		
人的被害	死者		人	ア	—	非住家 農地	公共施設	棟	ヌ	22	
	行方不明者		人	イ	—		その他	棟	ネ	5	
	負傷者	重傷	人	ウ	—		流失・埋没冠水	ha	ノ	0.21	
		軽傷	人	エ	—			ha	ハ	—	
住家被害	全壊		棟	オ	—	文教施設 病院 道路 橋りょう 河川 林道 公園 水道 ビニールハウス等 農道 農林水産業施設 畦畔崩壊 農作物 文化財関係 山林 その他	箇所	ヒ	19		
			世帯	カ	—		箇所	フ	—		
			人	キ	—		箇所	ヘ	8		
	半壊		棟	ク	1		箇所	ホ	2		
			世帯	ケ	1		箇所	マ	7		
			人	コ	1		箇所	ミ	5		
	準半壊		棟	サ	1		箇所	ム	3		
			世帯	シ	1		箇所	メ	—		
			人	ス	2		箇所	モ	—		
	一部損壊		棟	セ	2		箇所	ヤ	1		
			世帯	ソ	2		箇所	ユ	12		
			人	タ	2		箇所	ヨ	—		
	住家被害	床上	棟	チ	—		農作物	水稻（冠水）	—	ラ	—
			世帯	ツ	—			畑作物（冠水）	—	リ	—
			人	テ	—			畑作物（倒伏）	—	ル	—
		床下	棟	ト	6		文化財関係	箇所	レ	1	
			世帯	ナ	—		山林	ha	ロ	4	
			人	ニ	—		その他	箇所	ワ	1	
	被災世帯数（ 世帯）				被災者数（ 人）		出動人員		消防団（ 人） その他（ 人）		
	[対応状況]										
し尿汲み取り		件		災害ボランティア派遣件数		件					
災害ごみ受入		件		同 延べ人数		人					
衛生消毒		7 件		避難者の保健師健康観察		回					
《 備 考 》											

被害状況報告（内訳）

ク．半壊（住家被害）

番号	所在地	
1	西別院町	万願寺大堂

サ．準半壊（住家被害）

番号	所在地	
1	篠 町	野条馬場前

セ．一部損壊（住家被害）

番号	所在地	
1	西別院町	万願寺大堂
2	篠 町	野条馬場前

ト．床下浸水（住家被害）

番号	所在地	
1	西 町	
2	荒塚町	鍛冶ヶ嶋
3	曾我部町	法貴寺ヶ縄前筋
4	〃	犬飼前川
5	〃	〃
6	〃	〃

ヌ．非住家（公共建物）

番号	被害物件	被害内容
1	市役所庁舎	雨漏り 8箇所（8階、1階、地下2階）
2	川東保育所	雨漏り（職員室、遊戯室）
3	東部保育所	雨漏り（遊戯室）
4	第六保育所	雨漏り（保育室、廊下、玄関）
5	森の自然こども園東本梅	雨漏り（玄関、保育室）
6	学校給食センター	国旗掲揚柱破損

ネ．非住家（その他）

番号	所在地	被害内容
1	東別院町鎌倉見立（空き家）	一部損壊
2	〃 （ 〃 ）	〃
3	西 町（作業場兼倉庫）	床下浸水

4	三宅町2丁目（店舗併用住宅の店舗部分）	〃
5	社会福祉法人利生会 よいこらんど（認可外保育施設）	床上浸水（2cm）

ヒ. 文教施設

番号	被害物件	被害内容
1	ガレリアかめおか	雨漏り 6箇所
2	亀岡市交流会館	浸水 5箇所
3	小中学校16校	雨漏り

ヘ. 道路（国道）

番号	被害物件	被害内容
1	国道423号線（下り車線）	倒木、崩土
2	国道423号線（上り車線）	道路法面崩落

ヘ. 道路（市道）

番号	被害物件	被害内容
1	五郎谷竹谷線・南条寺線 （曾我部町）	土砂流入 L=200m
2	湯ノ花温泉線（穉田野町）	土砂流入 L=20m
3	愛宕谷線（保津町）	土砂流入 L=10m
4	神地線（西別院町）	道路路肩法面の崩壊 L=5m
5	山辺線（畑野町）	道路路肩法面の崩壊 L=7.2m

ホ. 橋りょう

番号	被害物件	被害内容
1	保津小橋	流木堆積
2	犬飼川仮設橋梁	覆工板1枚流出

マ. 河川（一級河川）

番号	被害物件	被害内容
1	雑水川（北古世町2丁目）	右岸護岸崩壊
2	鷺ノ川（篠町山本）	護岸崩落（2箇所）

マ. 河川（普通河川）

番号	被害物件	被害内容
1	岡の谷川（西別院町）	護岸崩壊 L=4m
2	大槻並川（西別院町）	護岸崩壊 1工区（L=4.5m） 2工区（L=9.0m）
3	清坂川（東別院町）	護岸下洗堀 L=1.8m
4	大野川（東別院町）	護岸崩壊、土砂堆積

ミ. 林 道

番号	被 害 物 件	被 害 内 容
1	森谷線	路肩崩壊 L = 5 m
2	七谷線	法面崩壊 L = 5 m
3	松尾谷線	倒木
4	西長尾線	路面浸食 L = 100 m
5	中の谷線	土砂滞留 L = 5 m

ム. 公 園

番号	被 害 物 件	被 害 内 容
1	保津川水辺公園	冠水（多目的グラウンド、パークゴルフ場 他）
2	南郷公園	冠水（ボードウォーク）
3	亀岡運動公園（体育館）	雨漏り（1・2階）

レ. 文化財関係

番号	被 害 物 件	被 害 内 容
1	素戔鳴神社（西別院町）	本殿裏の土砂崩落

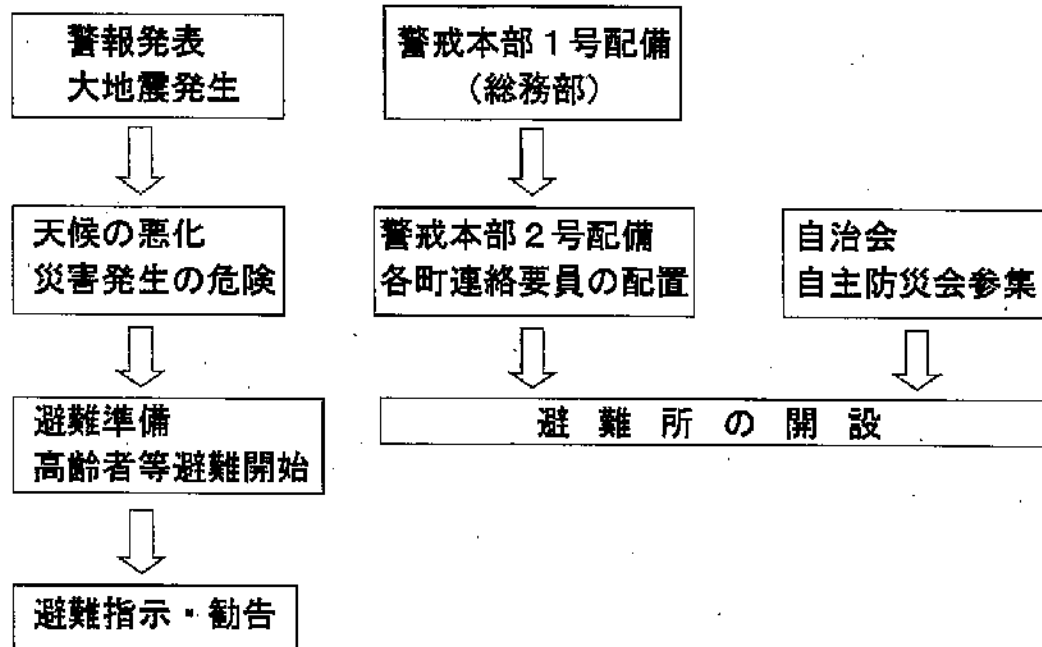
ワ. そ の 他

番号	被 害 物 件	被 害 内 容
1	山林（西別院町）	民家裏斜面崩落
2	山林（畑野町）	〃
3	山林（旭町）	山腹崩壊
4	山林（曾我部町）	山崩れ
5	市有地（北古世町1丁目）	土地の崩落によりフェンス破損

避難所開設・運営マニュアル改訂要旨

3-9 感染症への対応

○避難所開設までの流れ



1 避難所開設に係る事前準備・考え方（避難所開設前）

- ① 可能な限り多くの避難所を確保する
 - ・災害の規模や被災者の状況等により、避難所の収容人員を考慮して可能な限り多くの指定避難所を開設し、避難者（世帯）ごとの間隔を確保する。
- ② 各区の公民館・集会所等を一時避難施設として活用を要請する
 - ・指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外に自主避難所として各区の公民館・集会所等を積極的に活用されるよう各自主防災会に要請する。
- ③ 学校施設の利用範囲の拡大を検討する
 - ・小中学校の体育館が指定避難所である場合、収容人員等を考慮して空き教室（世帯分離、感染の疑いがある者の専用スペース）や運動場（車中泊避難）等、体育館以外の施設を避難場所として活用することについて各施設管理者と協議する。
- ④ 民間施設やホテル・旅館等の活用を検討する
 - ・災害の規模や被災者の状況等により、避難所の収容人数を考慮して、市内のホテルや旅館等の避難所としての活用を検討する。

2 避難所のレイアウトの検討

避難所のレイアウトについては、避難者の状況に応じて対応する。

(1) 通常開設時の注意点

- 避難所の出入口付近に検温・問診のポイントとして受付を設置する。
- 受付には健康観察表、マスク、消毒液、体温計、フェイスガード等を設置する。
- 個人・世帯間で概ね2m以上の間隔を確保し、動線が交わらないことを確認する。
- トイレ、洗面所等の共有スペースには手洗い、消毒を徹底する旨を掲示する。

(2) 発熱などの症状がみられる避難者への対応時の注意点

- 発熱、咳等の症状がある体調不良者を専用スペースに確保し、可能な限り個室にするとともに専用のトイレを確保する。
 - ※居住スペースのレイアウトは、養生テープや毛布等によるゾーニングを基本とし、高齢者や体調不良者が避難してきた場合には、段ボールベッドやプライベートルーム等の資機材を設置することを検討する。
 - ※個室が困難な場合、間仕切り等で専用区画を設置する。
 - ※専用トイレの確保が困難な場合、トイレの共用はやむを得ないが、手洗い、消毒、清掃を徹底する。

3 避難者受入時

- 避難所出入口付近に受付を設置し、避難者情報及び健康状態を確認する。
- 検温や健康観察表の記入により、健康状態を確認する。
 - ・体温の計測を行う。(非接触型の体温計が望ましい。)
 - ・接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回アルコール消毒を実施する。
 - ・受付をするスタッフは、マスク、フェイスガード等の感染防止対策を実施し、受付の都度、消毒を実施する。
- 避難者に対し、マスク着用、手洗い(消毒)の徹底をお願いする。
- 受付(健康状態)の結果により、居住スペース又は専用スペースへ誘導する。
 - ・発熱、咳等の体調不良者は、専用スペースへ誘導する。
 - ・体調不良のない方は、居住スペースへ誘導する。
 - ※避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ等で避難者スペースを示す。
- 発熱、咳等の体調不良者は、医療機関での診察が必要であるため、災害対策本部と連携し、対応について検討する。
- 医療機関へ搬送する等の対応までの間、専用スペースに隔離する。

4 避難所運営

新たな感染者の発生に備え、避難者の健康管理、施設の衛生管理を徹底する。

(1) 健康管理

- ☐ 定期的に1日2回の検温・問診等を実施する。(車中泊等による避難者を含む。)
- ☐ 体調が悪化した避難者については、改めて検温・問診を実施する。
- ☐ 車中泊による避難者については、エコノミークラス症候群及び熱中症等の予防策の実施を促す。(定期的な手足の運動、水分補給等)

◆発熱などの症状がみられる避難者への対応◆

発熱などの症状がみられる避難者が出た場合は、以下の手順で対応する。

- ☐ 発熱などの症状がみられる避難者は、専用スペースに確保した上で、災害対策本部に連絡する。
- ☐ 専用スペースは、あらかじめ用意した個室もしくは本人の私有車等を使用する。
- ☐ 専用スペースへの移動に際しては、入口から専用スペース、トイレに至るまで他の避難者と接触しないよう専用の動線を確保する。
- ☐ 発熱などの症状がみられる避難者への対応については、対応スタッフを特定する。
また、隔離スペースへの入室時には、十分な感染防止対策(マスク、フェイスシールド、ガウン、手袋等の着用)を講じ、対応する。

(2) 衛生管理

- ☐ 避難所内では、避難者間の距離を2m以上確保し、定期的な窓の開放、扇風機の使用等による換気の徹底(1時間に2回程度)を行う。
※トラブルを避けるため、事前に周知しておく。
- ☐ 手洗い、手指消毒、咳エチケット、「3密」回避等の徹底をお願いする。
- ☐ 居住スペース、トイレ、手すり、スイッチ類などの共用部分は、こまめに清掃・アルコール消毒を実施する。
- ☐ 密集・密接を避けるため、避難者ごとに食事の時間をずらす等の工夫をする。

5 避難所閉鎖後の対応

- ☐ 避難所内の清掃・消毒を行う。
- ☐ 感染防止対策(マスク着用、手袋、フェイスガード等)の上、清掃・消毒を実施する。

No.	購入予定商品	使用目的	購入予定数量 (購入済数量)
1	不織布マスク	市所管施設利用者、避難所等で配布するため	200,000枚 (40,000枚)
2	消毒液 (サニサーラEGOポンプ 付) (500ml)	市所管施設利用者、避難所等での手指消毒を実施する ため	1,000本 (900)
3	ハンドソープ (キレイキレイ) (550ml)	市所管施設利用者、避難所等での手指消毒を実施する ため	100本
4	ペーパータオル (ビズーレ) (200枚入)	避難所における避難者の手指を清潔に保つため	1,000個
5	ウェットティッシュ (エリエール) (100枚 入)	避難所における避難者の手指を清潔に保つため	2,000個
6	ティッシュ (ネピア) (5箱入)	避難所における避難者の手指を清潔に保つため	200パック
7	家庭用洗剤 (ハイター)	市所管施設利用者、避難所等における除菌を行うた め	300本
8	非接触式体温計	市所管施設利用者、避難所等における利用者の健康 状態を確認するため	100本 (30本)
9	接触式体温計	市所管施設利用者、避難所等における利用者の健康 状態を確認するため	300本 (60本)
10	フェイスシールド	市所管施設利用者、避難所等における利用者の飛沫 感染を防止するため	2,000枚 (1,000枚)
11	血圧計	市所管施設利用者、避難所等における利用者の健康 状態を確認するため	100台
12	ガウン (1箱10枚入)	市所管施設利用者、避難所等における利用者の飛沫 感染を防止するため	100箱
13	使い切り手袋 (1箱100枚 入)	市所管施設利用者、避難所等における利用者の飛沫 感染を防止するため	1,000箱
14	ゴーグル	市所管施設利用者、避難所等における利用者の飛沫 感染を防止するため	100個
15	間仕切り	避難所における個室（発熱、咳等の症状が出た方 のための専用スペースを含む）の確保のため	100セット (100セット)

新型コロナウイルス感染症予防に係る購入予定商品一覧

No.	購入予定商品	使用目的	購入予定数量 (購入済数量)
16	空気清浄機（シャープ）	避難所における衛生環境の向上のため	100台 (100台)
17	プライベートルーム	避難所における個室（発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースを含む）の確保のため	100張 (100張)
18	段ボールベッド	避難所における個室（発熱、咳等の症状が出た方のための専用スペースを含む）の確保のため	100台 (100台)
19	段ボールゴミ箱（2枚組） (90L)	市所管施設利用者、避難所等における衛生環境の向上のため	100個
20	ゴミ袋（90L）（1梱200枚入）	市所管施設利用者、避難所等における衛生環境の向上のため	10梱
21	仮設トイレ	避難所における仮設トイレの確保のため	300台
22	仮設テント	避難所における仮設トイレの確保のため	300台
23	経口補水液 (1箱500ml用×10袋) (パウダータイプ)	避難所における避難者の脱水症状予防のため	100箱
24	扇風機	避難所における衛生環境の向上のため	100台 (6台)

サンガスタジアム内防災倉庫への
京都府災害備蓄品の搬入について

1 災害備蓄物資の搬入について

- (1) 実施日：① 令和2年5月25日(月)、26日(火)
② 6月8日(月)、9日(火)

- (2) 実施内容：府下11箇所の備蓄倉庫のうち、北山倉庫(旧総合資料館)、近衛倉庫(旧洛東病院近衛寮)の仮置き倉庫から備蓄物資を移転したもの。

- (3) 物資数量：アルファ化米 39,900食
飲料水(500ml) 60,480本
フリース毛布 15,590枚
※亀岡市を含む南丹広域振興局管内の所要量

- (4) 現地状況：別添写真のとおり

【参考】府市共同備蓄(亀岡市)について

- 1 被害想定：埴生断層を震源とする大地震により、亀岡市における家屋全壊・消失による最大避難者数18,947人を想定「京都府地震被害想定調査(H20)」
- 2 備蓄数量：備蓄数は19,000人を基本とし、他地域からの支援又は流通在庫方式での調達が困難な発災後24時間内の所要量について、京都府と亀岡市が各半数を備蓄する。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を

踏まえた避難所開設訓練

日時：令和2年7月27日（月）

（1部）

10時00分～11時30分

（2部）

13時00分～14時30分

（3部）

15時00分～16時30分

場所：ガレリアかめおか2階大広間

次 第

- 1 開会あいさつ
- 2 訓練説明
- 3 避難所開設訓練
- 4 講 評
- 5 閉 会

11/11/19

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策
を踏まえた避難所開設訓練（結果報告）

亀岡市自治防災課

- 1 実施日時 令和2年7月27日（月）
① 10時00分～11時30分
② 13時00分～14時30分
③ 15時00分～16時30分
- 2 場 所 ガレリアかめおか2階大広間
- 3 参 加 者
- | | | | |
|---|---------------|-----|-------|
| ① | 自治会・自主防災会等 | 14人 | |
| | 市職員（避難所開設要員等） | 16人 | |
| | その他 | 4人 | |
| | 運営スタッフ | 14人 | ①計48人 |
| ② | 自治会・自主防災会等 | 17人 | |
| | 市職員（避難所開設要員等） | 11人 | |
| | その他 | 5人 | |
| | 運営スタッフ | 14人 | ②計47人 |
| ③ | 自治会・自主防災会等 | 25人 | |
| | 市職員（避難所開設要員等） | 16人 | |
| | その他 | 2人 | |
| | 運営スタッフ | 14人 | ③計57人 |
- 合計152人

4 実施状況



受付時の様子



開会式



資機材設置



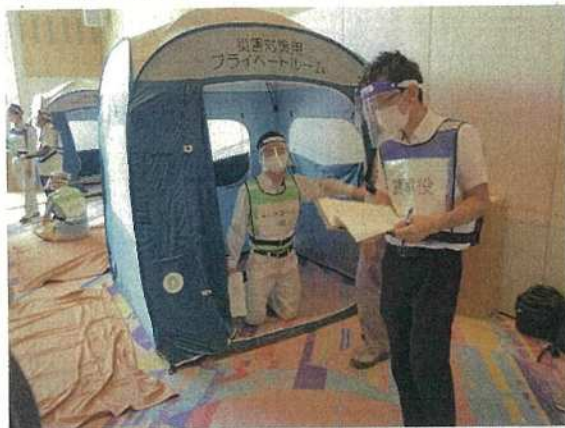
受付



避難所の様子



受付・検温



プライベートルーム



段ボールベッド



有症者の隔離



健康観察

新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた避難所開設訓練実施計画

1 目的

新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた避難所運営の体制を確立するため、自治会・自主防災会・民生委員等の防災関係者の協力のもとに避難所開設・運営訓練を実施し、今後の避難所の円滑な運営と感染症拡大防止を図る。

2 訓練参加者

亀岡市内各自治会・自主防災会・民生委員等各町関係者、健康福祉部、避難所開設要員・各町連絡要員

3 実施日時

令和2年7月27日（月）10時00分から11時30分まで（1部）

13時00分から14時30分まで（2部）

15時00分から16時30分まで（3部）

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、3回に分けて訓練を実施します。

4 訓練場所

ガレリアかめおか2階大広間

5 訓練想定

令和2年7月27日（月）、線状降水帯の影響による大雨で亀岡市内に被害が多発している。災害対策本部を設置するとともに、避難勧告を発表し、各町で避難所を開設する必要がある。

避難所については、新型コロナウイルス感染症に感染している避難者も考えられるため、感染症対策を考慮した避難所運営が必要である。

6 訓練内容

（1）避難所の設営

受付の設置、ゾーニングの設定、段ボールベッド・パーティション等の資機材の設定等、感染症対策を考慮した避難所の設営及び運営について確認する。

（2）避難者の受入要領

避難者名簿・健康観察表の記入、避難者の検温、避難者の誘導等の要領を確認する。

（3）巡回検診

定期的な避難者の検温・問診要領を確認する。

（4）感染が疑われる避難者への対応

感染が疑われる避難者について、避難所開設要員、災害対策本部、健康福祉部、南丹保健所間の連絡体制・要領について確認する。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営訓練

<避難所における留意点>

避難所における新型コロナ対策のポイント

- ① 各避難者の距離の確保や換気による「3密」の防止
- ② 清掃・消毒の徹底による避難所内の衛生管理
- ③ 名簿の記入や健康観察など、避難者の状況把握

1 「3密」の防止

(1) 会場設営

【基本パターン】

- ・養生テープ・毛布などを使用して、あらかじめ避難者の滞在場所を配置（ゾーニング）します。
- ※世帯を単位として、各世帯間は周囲2m程度の間隔を確保します。
- ※高齢者、乳児帯同等、避難者の属性により段ボールベッド・間仕切り等を活用します。

【発熱等の有症状者が発生した場合】

- ・世帯全員を別室または間仕切りに隔離します。
- ※対応するスタッフは、ガウン着用等、感染防止に留意します。

(2) 換気の実施

- ・窓の開閉や空気清浄機、扇風機等の活用により、定期的に避難所内の換気を行います。

2 衛生管理

(1) 避難者・スタッフ

- ・避難所内では全員のマスク着用を原則とします。
- ・定期的、又はトイレ使用時など都度の手洗い、手指消毒を徹底します。
- ※石鹸で手洗いすることで、感染リスクは大幅に低下します。
- ・物品の共用の禁止、体温計等やむを得ず共用する場合は清拭消毒を徹底します。

(2) 避難所施設

- ・手すり、通路等、多数の移動がある場所は、定期的に清拭・消毒します。
- ・みだりに壁などを触らないよう注意します。

- ・トイレはこまめに清掃・消毒します。
- ※トイレの入口扉は開放し、手洗い後、ドアノブや扉に触らないようにします。

3 避難者の状況把握

(1) 受付

- ・避難者名簿を正確に記入することで、退所後にも連絡が取れるようにします。 ※後日、当時の避難者から感染者が出た場合に備えて
- ・検温を実施し、健康観察表を正確に記入します。
- ※37.5℃以上の場合は、医療機関の受診を要請し、夜間・休日等は別室または間仕切りで隔離します。

(2) 健康観察

- ・定期的に健康観察を実施し、発熱や自覚症状の発現がないか確認します。 ※顔色や態度の変化等、客観的な観察も行います。
- ・発熱や自覚症状がある避難者は、世帯ごと別室又は間仕切りで隔離します。
- ・また、市職員等を通じて市健康福祉部に連絡し、保健師の派遣を要請します。

<訓練の実施手順>

※本日の訓練では、時間・会場の都合上

- ・「3密」を防止するための会場レイアウト、資機材の準備
 - ・新型コロナ対策に留意した避難者の受付や誘導
- を主に訓練します。

◆会場準備

- ①全員で資機材の組み立て、会場レイアウトの作製を行う。
 - ②「運営スタッフ役」と「避難者役」に分かれて訓練を開始する。
- ※配役は途中で交代する。

◆受付

- ①マスク着用の確認：未着用の人にはマスクを配布する。
- ②体温の測定：非接触型体温計で測定し、37.5℃以上は別室に隔離する。
場合により接触型体温計で再測定する。 ※使用後は消毒する。
- ③健康観察の実施：問診により健康観察を実施する。自覚症状等、有症状者は別室に隔離する。

※発熱・有症状者等、別室に隔離した避難者の対応は特定のスタッフが行い、入室時・対応時にはガウン・手袋等の感染防止対策を講じる。また、一般者の避難場所には、みだりに入室しないこと。

④避難者名簿の記入：世帯全員を記入させる。住所・連絡先も確実に記入していることを確認する。

※後日、当時の避難者から感染者が出た場合、島外避難所の入所者全員に連絡をとる必要があるため。

◆誘 導

①受付を終えた避難者をあらかじめゾーニングした区画へ誘導する。

②高齢者等、床での寝起きが困難な避難者は、可能であれば段ボールベッドへ誘導する。

③乳児帯同者については、プライベートルームへ誘導する。

※施設の規模や状況によっては、プライベートルームは共用する場合がある。
例) 授乳時や着替えの時だけ使用する等

◆健康観察

①定期的に健康観察を実施する。

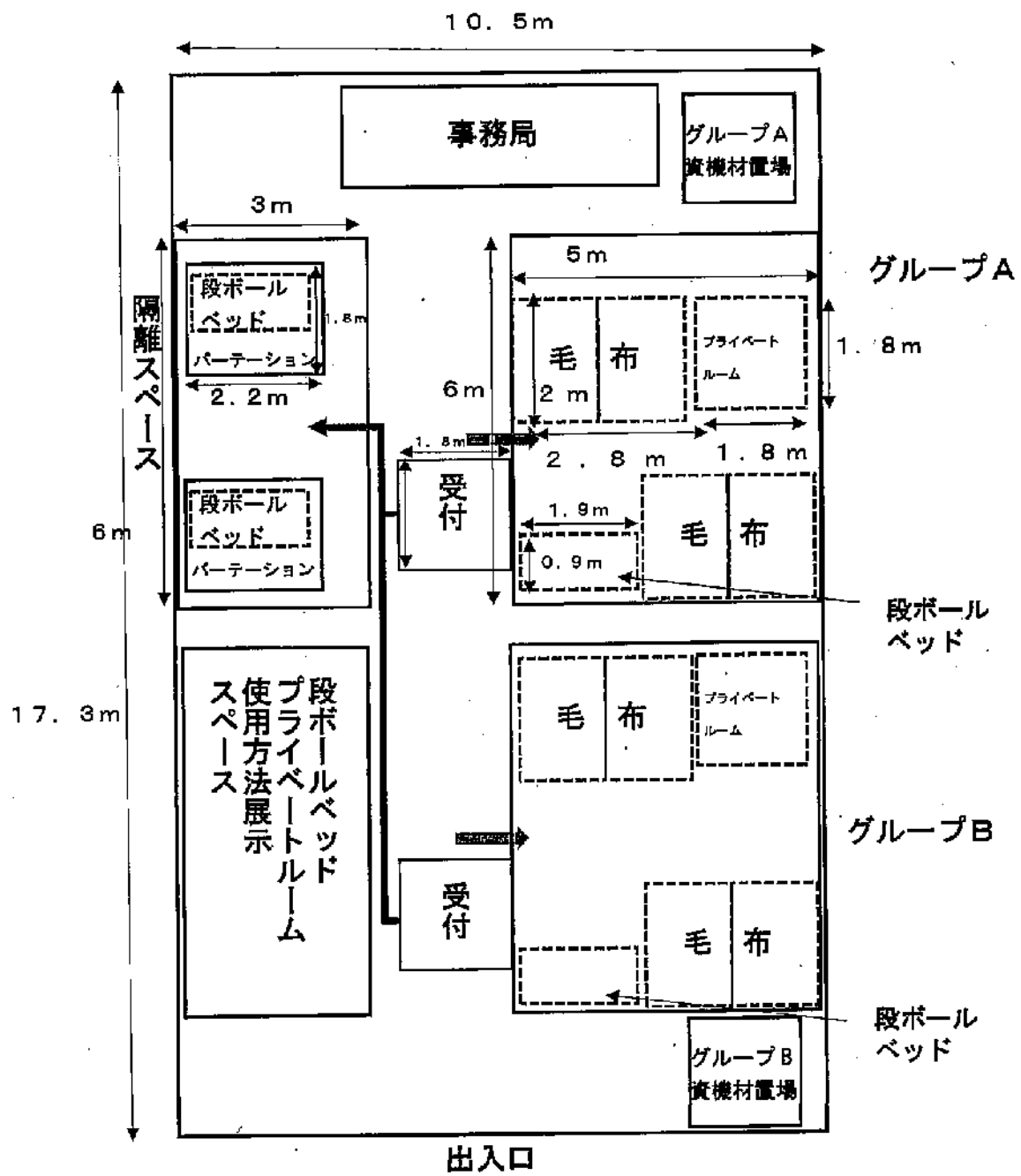
※検温はスタッフが行うが、問診表の記入は多人数の場合避難者の自己記入を要請する。

②発熱等、有症状者が発生した場合、当該避難者を別室へ隔離するとともに、滞在していた区画を清拭・消毒する。

③市職員は、災害対策本部へ有症状者の発生を報告する。

※「運営スタッフ役」と「避難者役」を交代し、同じ内容で再度訓練を実施する。

会場図（訓練中）



- ➡ 健常者の誘導
- ➡ 感染が疑われる避難者の誘導



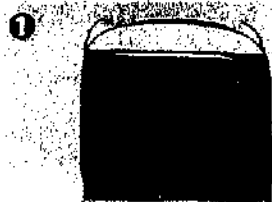
設置及び撤去上の注意

- ⚠ 作業時は周囲の安全を必ず確認して下さい。
- ⚠ テント内は火気厳禁です。また、周辺での火気の使用は充分にご注意下さい。
- ⚠ 移動時は、引きずらないで下さい。
- ⚠ 汚れがひどい場合は、タオル等中性洗剤を付けて拭いて下さい。
- ⚠ 本製品は、屋内での使用を第一に製作されております。
- ⚠ 市販の張り綱・アンカー等を使用する場合は、各製品の取扱に従って下さい。

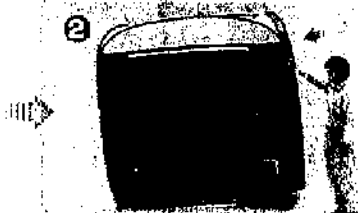
収納手順(組立手順は表面をご覧ください。)

撤去前の準備

- ① テント内の資材を出して下さい。
- ② 床のアルミマットをはずし、天井のポールを取り外します。
- ③ 表札・伝言板・マジックペン等の付属品を取り除きます。
- ④ メッシュ窓を閉じたら準備完了です。
- ⑤ 張り綱等を使用している場合は、取り外して下さい。



天井ポール、表札等を外します。
(撤去前の準備参照)



出入口に向かって左右どちらかの角を押して地面に倒して下さい。



テントの凸部(矢印部)を手で上から押します。



↓部分のフレームを強く押して平らにします。



出入口部分を内側にして二つ折りにし、四角にします。



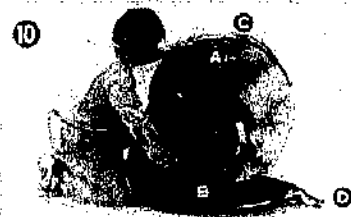
フレーム角Bを持ち上げ対角Dに向かって曲げます。



テントの対角BとDを合わせるように曲げます。



テント左右AとCのフレームを寄せます。片手で軽く揃って下さい。



先端部Bを内側に引き入れて下さい。
(AとCを上下に少しずらしておきます。)



先端部Bを引き入れながらCを上から押して(被せる感じ)下さい。



円形に畳み収納袋に入れて完成です。
(付属品は、外ポケットへ入れて下さい。)





災害対策用 ブライヘートルーム

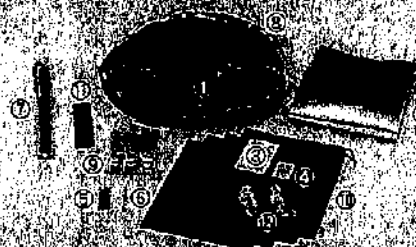
組立／収納マニュアル

※図(左)の向きで
目的位置に2件設置

標準装備品(ご確認ください。)

内容品

- | | | | |
|------------|----|----------------|----|
| ① 本体 | 1組 | ⑦ グラスファイバーポール | 2本 |
| ② アルミマット | 1枚 | ⑧ 本体収納袋 | 1枚 |
| ③ 伝言板プレート | 1枚 | ⑨ 組立説明図 | 1枚 |
| ④ 表示板プレート | 1枚 | ⑩ 土のう袋 | 4枚 |
| ⑤ ボードクリーナー | 1個 | ⑪ パワーヘグ(オプション) | 4本 |
| ⑥ マジックペン | 1本 | ⑫ 張り綱(オプション) | 4本 |



組立手順(収納手順は裏面をご覧ください。)



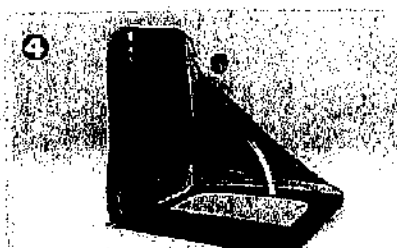
① 収納袋から出します。



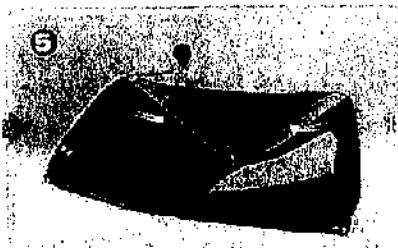
② フレームを上方に引き上げます。



③ フレームの張力で広がります。



④ フレームを持ち上げ開きます。



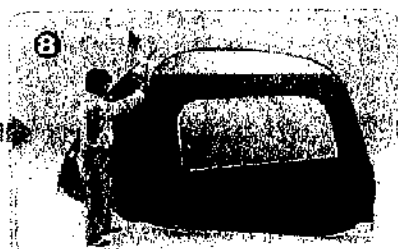
⑤ 左右にフレームを広げます。



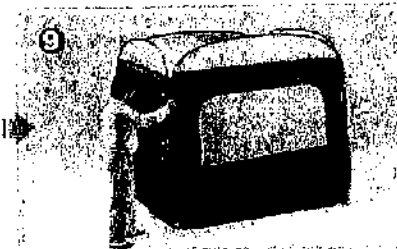
⑥ テント中央(赤丸部分)を上方へ引き上げて下さい。



⑦ 赤丸部分を持ち、立方体になるよう引き上げます。



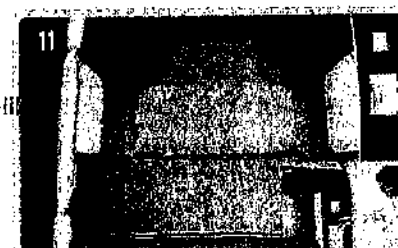
⑧ メッシュ窓の開閉、表札、伝言板等をセットします。



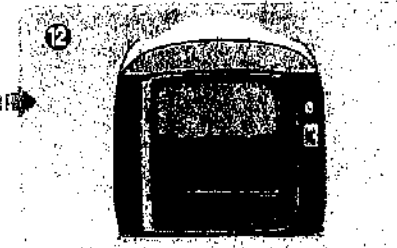
⑨ 全体をキレイな形に整えます。



⑩ ポールを折り曲させ、四隅のポールポケットに差込みます。



⑪ メッシュ窓の開閉、表札、伝言板等をセットします。

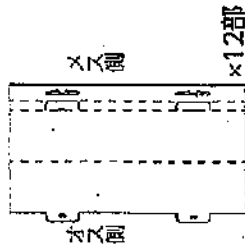


⑫ 目的にあわせて、床にアルミマットを敷いて下さい。

暖段まじきり

取扱説明書

■材料(梱包内容)



×12部



×12部



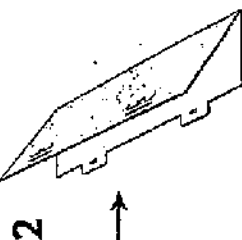
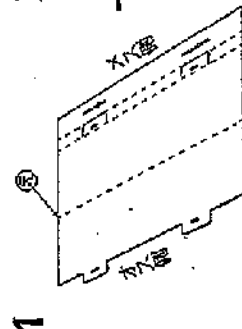
×12部

暖段まじきりのみのセット

暖段まじきり+暖段はこマスク付きのセット

※暖段まじきりは全て同じ形状です。

コーナーパーツ4枚

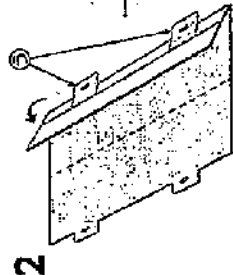
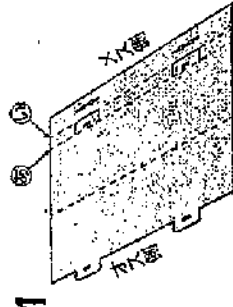


3
コーナーパーツのメス側は平面パーツの1〜3を参照してください。

白色の面を上します。

折れ線②で2つ折にします。
ここがまじきりの角になります。

平面パーツ8枚

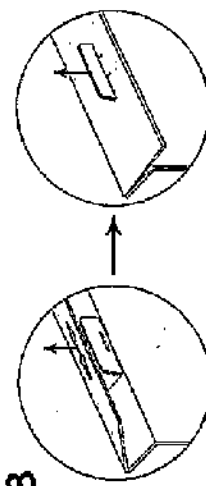


茶色の面を上します。

メス側の折れ線②を矢印方向に折ります(山折り)。突違③はそのまます。注:折り目をしっかりつけてください。

メス側の折れ線②を矢印方向に折り返します(谷折り)。

完成イメージ



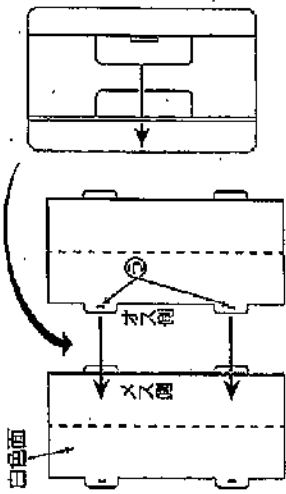
上下にある2つの突違③を上図のように細い穴に入れ込みます。

コーナーパーツ

平面パーツ

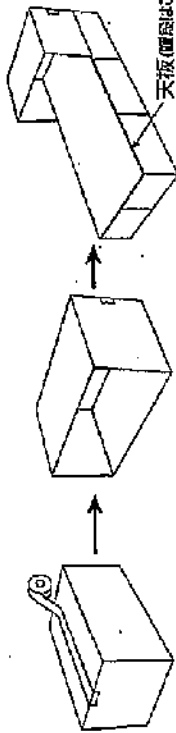
【各パーツの繋げ方】

コーナーパーツと平面パーツを完成図のように繋げます。内側が白色面、外側が茶色面になるように繋げてください。



まじきりパーツのオス側の突違③を、次のまじきりパーツのメス側に差し込んで繋げます。オス側の突違③が、手前になるように差し込んでください。
※差し込んだ後、横から軽く叩いて頂くとスムーズに差し込むことができます。

暖段はこマスク(暖段はこマスクは、暖段はこベッド専用で作られています。)



底面をテープで貼り付けます。

底面を横にします。

暖段はこベッドの頭部側におきます。その上に「突違」をのせます。

※暖段はこマスクは、暖段まじきりのみのセットには付いていません。

セッツカートン株式会社

〒664-0845 兵庫県伊丹市栗河岡5-33
電話: 072-784-6001 FAX: 072-784-6688

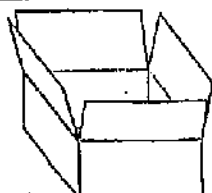
Jパックス株式会社

〒581-0063 大阪府八尾市太子堂2-5-38
電話: 072-923-1388 FAX: 072-991-5918

だん だん

暖段はこベッド 組立説明書

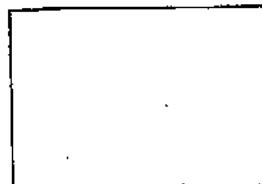
■ 材料



㊦ フタ付口の字 6枚



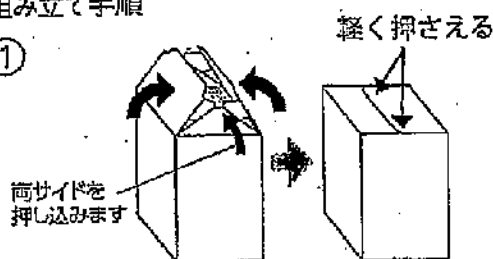
㊧ ケース 24個



㊨ 天板 4枚

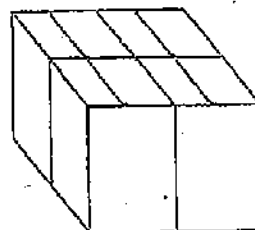
組み立て手順

①



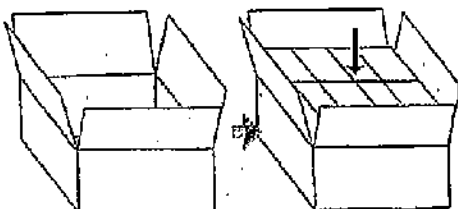
㊧ ケースのフタを閉じます
(どちらの合わせが上になっても構いません)

②



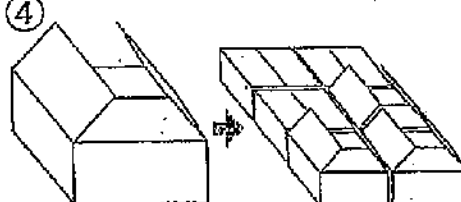
同様のものを
合計24個作ります

③



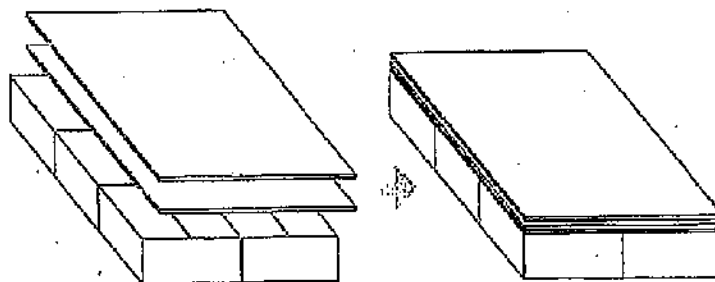
㊦ フタ付口の字の囲い①で作ったケースを4個入れます

④



同様のものを合計6セット作ります
(ガムテープは必要ありません)

⑤

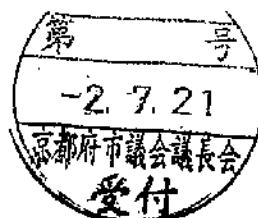


㊨ で作った土台に㊨ 天板を2枚のせれば完成です

西日本段ボール工業組合
セツカートン株式会社

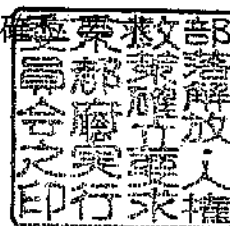
〒664-0845
兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地
TEL(072)784-6001 FAX(072)784-6688

京都府市議会議長会
会 長 齊 藤 一 義 様



2020年7月20日

部落解放人権政策確立要求
京都府実行委員会
会 長 平 岡



部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会第36回大会

ご出席のお願い

部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と、人権政策の確立にむけてご尽力されていますことに、心から敬意を表します。

さて、2016年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行され、人権社会の構築にむけ一歩ずつ前進しているようではありますが、社会のなかを見渡しますと、依然として差別は現存し、蔓延しています。

また、新型コロナウイルス感染拡大にともなって、不安や恐怖から他人に不寛容であったり、感染者やその関係者、防疫に従事した人などに対する忌避意識や誹謗中傷など、人権上憂慮すべきさまざまな事態も生じています。

これまで私たちは、実行委員会の活動やそれぞれの団体の取り組みをとおして、一人ひとりの人権が真に守られる社会づくりをめざしてきました。現存するさまざまな人権侵害事象とあわせて、今回の新型コロナウイルス感染症にまつわる一連のできごとについても、人権の視点からしっかりと総括し、今後の取り組みにつなげていくことが大切であると考えています。

このような状況のもと、部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会第36回大会を開催し、今一度、あらゆる人権侵害を対象とする総合的、包括的な人権の法としての「人権侵害救済法」や差別禁止法の制定にむけて運動の輪を広げていきます。さらに、部落差別をはじめ、一切の差別を許さないという立場から、この一年間の総括とあらたな運動方針を決定します。

つきましては、何かとご多忙のことと存じますが、本大会にご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会第36回大会

日 時 8月7日（金）午後1時から午後2時30分

会 場 龍谷大学 響都ホール

住所：京都市南区東九条西山王町3-1 アバンティ9階

電話：075-671-5670

内 容 開会行事、経過報告、決算報告、基調提案、予算案など

日 程 13:00 司会あいさつ
議長選出、議長就任あいさつ

13:10 会長あいさつ
経過報告、会計報告、会計監査報告
基調提案、会計予算（案）
討論とまとめ
役員選出・承認
新会長あいさつ
大会決議（案）提案・採択

14:20 議長団降壇あいさつ
閉会あいさつ

14:30 閉会

※ 今大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、規模を縮小し、時間短縮のため来賓招待なし、記念講演を中止としています。
また、当日はマスク着用にてご参加くださいますようお願いいたします。